

① 町税及び国保税の収納率について

ア 町税の収納率は、87.7%ですが、滞納繰越分の徴収率が 17.3%と低いため徴収率 90%以上は難しい状況です。

イ 国保税の収納率は、前年度より 1.1 ポイント下がり 59.2%の低い状態になり、現状の本特別会計のみの運営に影響を及ぼしかねません。

ウ 町税の現年度分 975,712 千円は、前年度 1,013,949 千円より 38,237 千円減額で、国保税の現年度分 286,067 千円は、前年度 304,501 千円より 18,434 千円減額です。これは、課税人員の減少及び個人所得の減額と考えられます。

② 法的処分及び法令に基づく延滞金について

ア 本年度町税及び国保税の差押は、預金 134 件、不動産 13 件でしたが、今後も引き続き、保育料も含め法的滞納処分を行われることと思います。

イ 当町は、納付の遅延者に法令で定められた延滞金を賦課していません。法的処分の際、納付能力があるにもかかわらず、本処分まで納付されない場合や近隣の市も延滞金を賦課していることを踏まえ、納付期限までに納めた人との公正を保つためにも、延滞金の徴収を検討する必要があると考えます。

3 その他

① 公益財団法人福岡県学校給食会からの嘉穂郡学校給食会への助成金の会計管理について

本町は、嘉穂郡学校給食会を同会の会則（平成 18 年 7 月 28 日施行）に基づき、嘉穂郡内の学校給食実施学校・共同調理場及び関係機関をもって組織することとし、事務局を共同調理場内に置き、役員（会長に桂川町教育委員会教育長、理事、評議員等）を設け、会の経費に本助成金を充てることにしています。

会議は、毎年 1 回以上会長が召集することとなっていますが、平成 21 年度助成金 159 千円及び平成 22 年度 143 千円の議決された予算・決算等の書類もなく、通帳に用途が記載されているのみで管理が「ずさん」です。

② 桂川町学校給食会計の決算書について

本町から補助金を交付している学校給食に係わる「学校給食会計」の平成 22 年度決算書（事業実績）の提出が本決算審査後となり遅れましたが、本決算書については、当町の職員が担当しているわけですから、時期的・内容的にも模範となるように作成し提出するようにしてください。